

## 熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（仮）の策定について

子ども家庭福祉課

### 1 計画策定の趣旨・経緯

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立に伴い、法定の計画として、当県における困難な問題を抱える女性への支援に係る基本的な方針と具体的施策を総合的に示すための計画を策定するもの。
- なお、本計画はDV防止法に基づく県のDV防止基本計画（第5次）と一本化して策定する。

### 2 計画期間

- 令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）まで〔5年間〕

### 3 計画の概要

次の「基本理念」を掲げ、5本の「施策の柱」で計画を推進

#### 《基本理念》

困難な問題を抱える女性が自らの意思を尊重されながら自立して暮らしていける社会の実現

#### 《施策の柱》

- ① 啓発と教育の推進
- ② 誰一人取り残さない相談体制づくり
- ③ 支援対象者のニーズに沿った居場所支援の拡充
- ④ 本人の意思に寄り添った支え続ける自立支援の実施
- ⑤ 関係機関・団体等との連携等による支援体制の強化

### 4 重点的に取り組む事項

#### (1) 年齢に応じたDV等の未然防止教育の実施

- ・ 中学校や高等学校等において、年齢に応じたDVや性暴力被害未然防止のための啓発及び教育を強化する。

#### (2) 早期発見・早期対応に向けた相談体制の強化

- ・ 民間支援団体と連携し、SNS相談体制の整備やアウトリーチによる支援を強化する。

#### (3) 新たな居場所支援の実施

- ・ 若年女性など既存の支援窓口に繋がりにくい困難な問題を抱える女性を支援に繋げるため、気軽に立ち寄れる居場所と相談支援を組み合わせた新たな形態の居場所支援を行う。

### 5 今後のスケジュール

12月	1月	2月	3月
12/13 厚生常任委員会			
計画案とりまとめ	パブリックコメント	計画策定委員会	2月～3月 厚生常任委員会報告
			計画策定

第1章 1 基本的な考え方

○計画策定の趣旨

売春防止法に基づく、「要保護女子」の「保護更生」を目的とした婦人保護事業から、困難女性支援法の理念である支援対象者が、「意思を尊重」されながら、「寄り添い繋がり続ける支援」により、「その福祉が増進され、自立して暮らせる社会の実現」を図るため、県としての基本理念及び施策の方向性をとりまとめ、具体施策の推進を図るための基本計画を策定する。

○計画の位置づけ

困難女性支援法第8条第1項及びDV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画

○計画における施策の対象者

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性

○計画期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)

第1章 2 現状及び課題

○現状及び課題

県内における実態を把握するため、行政支援機関、民間支援団体等を対象にアンケート調査及びヒアリング調査を実施。

○対策の強化が必要な困難な問題を抱える女性の把握

調査を通じ、特に10代から20代の若年女性において、既存の支援制度と十分に繋がっていない実態が判明。

○本県における課題

- ・ 未然防止教育の実施強化
- ・ 支援制度のより分かりやすい情報提供
- ・ 支援と繋がりにくい支援対象者の早期発見
- ・ 様々なニーズに対応した居場所支援の提供
- ・ アフターケアの実施体制の構築
- ・ 中核支援機関の体制強化
- ・ 民間支援団体との連携体制の構築、運営支援

第1章 3 基本理念・施策体系・基本目標

新

新規事業

拡

拡充事業

基本理念

困難な問題を抱える女性が自らの意志を尊重されながら自立して暮らしていける社会の実現

施策体系

特に強化する取組

1 啓発と教育の推進

<具体的施策>

- (1)年齢に応じたDV等の未然防止教育の実施
- (2)暴力根絶に向けた県民への広報・啓発
- (3)相談窓口の周知強化とより分かりやすい支援情報の提供

2 誰一人取り残さない相談体制づくり

<具体的施策>

- (1)早期発見のための取組の強化
- (2)人材育成・研修の充実
- (3)多様な支援対象者が安心して相談できる体制の充実

3 支援対象者のニーズに沿った居場所支援の拡充

<具体的施策>

- (1)安全・安心の確保
- (2)多様な支援対象者に配慮した居場所支援体制の構築
- (3)保護命令制度に対する適切な対応

4 本人の意思に寄り添った支え続ける自立支援の実施

<具体的施策>

- (1)地域で支援対象者を支える体制の強化
- (2)子どもの安全・安心な成長に向けた支援
- (3)生活基盤の安定に向けた支援
- (4)各種制度の円滑な利用に向けた支援

5 関係機関・団体等との連携による支援体制の強化

<具体的施策>

- (1)支援体制の強化
- (2)加害者への対応に関する取組

年齢に応じたDV等の未然防止のための啓発と教育の実施

DV基本計画の重点項目であった中・高校生等を対象としたDV未然防止教育の取組を引き続き推進するとともに、年齢に応じたDV等の未然防止教育の在り方について検討を進める。

- 基本目標Ⅰ：若年層及び教育機関でのDV等の未然防止のため啓発と教育の強化
- 年齢に応じたDV等の未然防止のための啓発と教育の実施
  - ★数値目標：受講者数 R10末 10万人
  - 教職員等を対象としたDV等の未然防止教育研修の実施
  - ★数値目標：受講者数 R10末 250人

相談窓口の周知強化とより分かりやすい支援情報の提供

支援を必要とする人が洩れなく支援と繋がるために行政の提供する支援の分かりやすい情報提供に向けて、目的に応じた適切な手法による広報に取り組む。(ex.資料の多言語化やSNS広告等)

- 基本目標Ⅱ：行政相談窓口や支援制度の認知度向上及び分かりやすい情報提供の実施

早期発見のための取組の強化

自ら支援機関と繋がることができていない困難な問題を抱える女性を適切な支援に繋げるため、民間支援団体等と連携し、アウトリーチ支援やSNS相談等の手法による支援対象者の早期発見に取り組む。

多様な支援対象者に配慮した居場所支援体制の構築

既存の民間シェルター等の活動を後押しするとともに、支援機関と繋がりにくい若年層においてニーズの多い、気軽に立ち寄れるスポット的な居場所支援が県内に不足していることを踏まえ、居場所支援と相談支援を組み合わせた新たな居場所支援の提供に民間支援団体と連携して取り組む。

- 基本目標Ⅲ：アウトリーチ支援に繋がる新たな居場所支援の実施
- ★数値目標：R10末 1か所以上の設置

支援体制の強化

若年女性等、幅広い対象への支援拡充に向けて、中核支援施設としての女性相談センターの機能拡充及び女性相談支援員の資質向上に取り組む。研修等を通じて、市町村への計画策定や女性相談支援員の設置の働き掛けを行うほか、民生委員・児童委員の対応力強化を図る。

- 基本目標Ⅳ：女性相談支援員等の資質向上

- 基本目標Ⅴ：地域における支援体制の強化に向けた支援
- 市町村職員や民生委員・児童委員の対応力強化を図る(ex.研修を通じた意識啓発等)